

宗像市コミュニティ施策検証審議会（第3回）会議録

日 時	平成 23 年 1 月 20 日（木） 10 : 00～
場 所	宗像市役所 304 会議室
出席者 ■出席	<p>【会 長】 ■松永 年生</p> <p>【副会長】 ■塩川 雄二</p> <p>【委 員】 ■梶原 伊津子 ■権田 要助 ■十時 裕 ■東 博子</p> <p> ■前田 誠 ■松山 道代 ■森 裕亮 ■山寄 直子</p> <p>【事務局】 ■伊豆丸 ■石松 ■中村 ■樺島 ■栗田 ■中野</p> <p> ■花田 ■田村 □宮本 ■飛永</p>

1、会長あいさつ

2、前回会議録の確認 →意見なし

3、審議事項の優先順位について

会長：各委員から審議事項の優先順位(濃淡)を提出していただいた。委員からでた意見に「領域の問題」があるが、この問題についてはコミュニティの永遠の課題でもある。審議事項7項目とは別立てで議論のテーマとしていきたい。

○現場で働いていた時に感じていたことを挙げさせてもらった。「今すぐに結論を」と言うものではなく、議論の仕方は色々あるが、議論をしていただければ、と思う。

会長：傍聴者の方には、最後にご意見・ご感想のご発言をお願いしたい。
配付資料の現状について、事務局から説明を。

4、審議事項① まちづくり交付金

⇒まちづくり交付金の現状について説明（樺島係長）

○事務局人件費は交付金からは払われてないのでは？今日の資料を見ると入っている。

⇒指定管理料には、センターの管理経費として事務局長費と事務員費という人件費を計上しているが、まちづくり交付金には各種行事や部会の会議などのコミュニティ活動に係る人件費は計上していない。各協議会は、コミュニティ活動に係る人件費については、まちづくり交付金や自主財源(利用料収入・世帯負担金)から回しているという意味。

○自主財源とは？

⇒地域から出ている「世帯負担金」と「センターの利用料金収入」など。今日配付した資料は、交付金に特化したものであり、協議会の全体予算が把握できるものにはなっていない。

⇒まちづくり交付金の内訳を説明（交付金手引き P9）

○予算の全体額。新規事業には事業費を捻出できないことが課題として上がっている。

赤間地区で新たな事業に対して予算が計上されているようだが、展開するときに予算が足りないようなことがあるのか。

⇒（赤間地区）現状としては足りないという認識はない。今年は、行事、研修会に参加してくれた方へは、弁当代くらいは組んだらどうかということで計上した。

○8,200万円から増えていない。協議会事業は、発足当時と比べ大幅に拡大している中で、現在も健全運営できているのは、ボランティアと善意によるもの。指定管理委託料の積算では、2人分の人件費が計上されているが足りない。まちづくり交付金、指定管理委託料ともに、人件費の算定については、是非、見直していただきたい（増やして欲しい）。

○事業は増えるが人件費が変わらないという状態では、議論できない。

交付金に統合できる補助金がこれ以上ない、ということに問題がある。

○新しい事業の主体が、コミュニティなのか市なのかをはっきりしなければならない。

コミュニティが提案する事業すべてをコミュニティが負担するのであれば問題。

人件費については、指定管理に係るものと協議会活動に係るものをはっきり分けないと、破綻をきたす恐れがある。

権限と財源で言えば、権限の問題である。

○新規事業費について。やるべき事業は精査して（今年はお祭りをやるから文化祭は中止するなど）行なっている。

今年の祭りについては、（いつまで続けられるかは疑問だが）20万円のプロ歌手を呼ぶために一人千円の寄付をお願いした。そうやって自主財源を捻出している。

⇒予算額の増額は困難、というのは一般的な問題であり、コミュニティ施策の増額はあり得ないという意味ではない。

○自立経営の観点で言えば、努力しなかった分は市から入ってくるという感覚に陥ると、これまでの10年間の努力が無駄になる。提案して採択された新規の協働事業には補助金がつく、というシステム（パートナーシップ）が望ましい。安易に交付金を増やすのではなく、努力したものには事業費がつくというシステムの方がいいのでは。

○まちづくり交付金以外の財源。受益者負担で対応。以前はすべて行政が担うべきという考え方だったが、ここ数年で、受益者負担という言葉は受け入れられるようになった。バスハイクで負担金を取るようになって、逆に参加者は増えた。受益者負担に移行する時期ではないか思う。

○一番重要なところは職員意識。やる気のある地域を支援することで、職員の仕事量が減り、社会サービスも増える。要は、負担と思うのではなく、全体の利益になるという職員意識の改革が必要。職員とは市役所職員全般。コミュニティ担当職員を指しているのではない。

会長：このように、まちづくり交付金の議論は、職員の意識改革に波及する。職員の意識改革は、全ての問題に関わってくるキーポイントとなる。

○算定基準の中の事業割の導入について。協議会ごとにつくる「まちづくり計画」があるが、まちづくり計画と交付金がどこまでリンクしているのかが疑問。三重県伊賀市では、地域交付金以外に地域活動支援事業において、公開審査会でのプレゼンを経て事業費を獲得している。コミュニティ間競争をあおることになるかもしれないが、計画に書かれている事業をどうやって事業化するかという切り口で言うと、事業割の導入は必要か。

⇒(岬地区)2年間のワークショップで策定(8項目)。専門家を呼んで再度点検しながら見つめ直した。伝統文化、地域文化の掘り起こしなどがコミュニティでの共通意識となるため、盆踊り、まつりを前面に持ってきた。自分たちのことは自分たちでやる、という意識を持っていないとできない。ただ、弁当くらいは食べさせたいという思いもある。

○受益者負担。確かにそのとおり。パーティ的な事業には受益者負担は必要だが、福祉的事業において受益者負担が妥当か。コミュニティバスの事業に対して、各部会の事業費を10%カットして福祉事業に充てたということであるが、福祉事業に充てる原資がないことが問題。

⇒コミュニティバスについて。2地区で実施。車・保険・ガソリンは市が、運転手の費用弁償は地域で。地域で運転手に手当を払おうということになったため、コミュニティの持ち出しとなった。その結果、2地区とも100万円程度の手出しとなった。

○南郷の場合、運営委員会で一度否決された。理由は運営が難しいこと。しかし、自治会長会では必要と言う結果になり、コミュニティバスが盛り返した。コミュニティバスはこの広い南郷地区には必要という認識が一様であったため。

吉武では、ボランティアバスの概念があったため運行できたが、逆に有料の方が利用しやすいという住民の意見もあった。

○大事なのは、「コミュニティバス運行」という計画が、全市的な福祉対策としてそれぞれのまちづくり計画の中に位置づけられ、市が車、物資等を用意し、地域が運営するという役割分担がはっきり決まっているかということ。まちづくり計画策定の時点で、そこまで読み取れていたかが問題。

○ルール化が必要。計画があってはじめて事業は正当化される。

理論上ではあるが、まちづくり計画とまちづくり交付金は連動すべきものか。

会長：まちづくり計画については次回の審議会で行う。

そこで再度フィードバックし、お互いを絡めながら議論したいと思う。

○交付金を増やすかどうか。

コミュニティの事務局経費は明らかに増えている。拡充する方向で見直す必要がある。

交付金が増える見込みがないなら、協働化提案制度で事業費を獲得する方法があるが、このことについて、コミュニティが提案できるよう、コミュニティに対し積極的に事業をアピールすべきではないか。また、コミュニティバスについて、交通体系審議会で、コミュニティに負担をかけない方向は出ているのか？

⇒市の交通体系（予定）の説明。市街地ではふれあいバス3系統で実施。周辺部はコミュニティバスで対応という方針は出た。今、各協議会に出向いて説明をしているところ。

○（赤間地区）現在5人（常時2～3人）の事務員。現在6つの部会に出席。社会保険被扶養者（130万円）の問題により、12月は働けないような状況。常勤職員の存在が望ましい。

○（岬地区）現在3人。夕方以降は保安上の問題により男性職員が必要。職員体制をきちんとしてもらいたい。コピーやら何やらと来られるが、住民サービスとしてやっている。

○事務局長の服務等について。人件費＋それぞれの地域で報酬（数万）あり。

事務局長は出事が多い。手当が出ているところと出ていないところがある。

○事務局長の服務規程（勤務日、勤務時間）はあるが、そのとおりではとても回せない状況。

⇒センターのある・なしにより、年間180万円・120万円がある。地域の判断で、役員報酬（活動費）を出している地域と出していない地域がある。市としての統一ルールはない。

○（南郷地区）服務規程を定めた。事務局長を役員とし、報酬として会長と同額を支給（時間外勤務手当の意味合い）。

○事務局長は、センター運営の事務局長か、協議会の事務局長か。ダブっている。

○福岡市では事務局長は居ない。服務規程もない。福岡市の公民館は公設公営であるため、自治協議会は公民館（管理）とは区別している。自治協議会の会長は自治協議会の活動に対して6万円ほどの報酬しかない。事務局長の報酬は、コミュニティ活動に対するものと、センター管理に対するものと分けて考えてもいいのかもしれない。

○180万円の人件費では現役世代は雇えない。報酬を上積みした方がいいのかもしれないが、給与としては現行の180万円でいいと考える。

会長：市長への答申の柱として事務局体制の再構築がある。整合性の取れた内容の答申を考えている。

○まちづくり交付金の透明性の確保。大きな金額であるし、原資は税金。公開することは大事。事業をやってしまった後のチェックは甘いと思われる。

○条例について。第39条第5号に自らを評価するとある。平成17年に評価委員会を立ち上げ、事業監査の観点で評価を行ってきた。毎年同じ人が参加している事業を効率的な事業と判断するか、問題ありと判断するか。いずれにせよ、この評価制度は、条例に謳われているからやっていること。

○（赤間地区）今年度の総会で、評価の制度を作ることを提案したが、「ボランティアでやっていることを何故評価・検証されなければならないのか」という意見があったことから、再検討となった。今年度議論し、アドバイザー委員会という名でスタートする予定。構成はコミュニティ経験者、自治会等 10 人。今やっている事業への助言をもらう予定。現在は必要ないという意見が多いが、将来的には自己評価・自己検証は必要。

○内部検証をやることは画期的。アドバイザー制度は、公金を扱っていることから必要だろう。
⇒条例事項であり、市からお願いしていた。南郷では以前から。赤間、赤間西、吉武では検討している。現時点では、「今年度必ず立ち上げるように」ではなく、「何年かかってもいいので、やってほしい」というスタンスで投げかけを行なっている。

○事業監査。会計監査が行なっており、監査役からは、対前年度比がわかるような資料を求められている。

○費用対効果で言えば、「この予算ではおかしいですよ」というものもあるはず。
既得権的な予算配分は見直すべき。

○評価。参加者の人数どうみるか。尺度としては、事業の目的、地域の事情もあるが、参加者の満足度等も評価されていいと思う。

○（南郷地区）参加者の目安（基準）を作った。1,500 所帯をベースとして目安を決めた。
例えば、ソフトボール 1%、まつり 10%など。

○会計の報告。予算額と決算額が同額の場合が多い。

足りない部分もあると思うが、余る部分は使ってしまうという傾向はないのか。

○（南郷地区）以前は返納があった。交付金 1 割まで繰越を認めることとした。

⇒余れば他のものに使うことはルール上可能。

○評価制度については、他市では皆無。温泉旅行に使ったなどもある。

要は、評価制度をどう作るかきちんと議論しないといけない。

会長：傍聴者、感想等あれば。

（田島事務局長）

現場の人間として、非常に作業が加算している。事務量はパンク寸前。

やっていることをまず認めていただいて、それから議論をしていただきたい。

交付金に関しては、算定方法に「人口が少ない方が有利」とあるが語弊がある。

集落の中で一生懸命活動している。

(日の里事務局長)

市サイドの資料で検証しているようだ。期待できない。

13 地区はそれぞれ違う。現場回ってみて検証を。管理部分と活動部分を分けることが難しいことは、現場を回ればわかるはず。

事務局長の報酬については、給料（仕事）と思ったらやってもらえない。

ボランティアとしてやっている。

会長：3月の審議会はコミセンでやろうと考えている。

今回出された意見は、まとめて答申に盛り込む。

本日の議論は、正・副会長が文書にまとめて、次回皆さんに提示する。

次回は「まちづくり計画」の議論となるが、当然「まちづくり交付金」にフィードバックし、「人材育成」などにも絡みが出てくるでしょう。

その資料も事前に送付する。その資料も見て、再度議論が必要ならば、議論しましょう。

○今回の審議はどのようにまとめるのか。本日の「交付金」についても、算定基準（5：3.5：1.5）には触れていない。次回はまちづくり計画の予定だが、交付金に触れても良いと言う意味か。

会長：それ以外でも議論は行なう。基本ベースはあるが、7項目には境目を付けずに審議していきます。

次回（第4回）は、2月24日10：00～ 市役所202。

その次（第5回）は3月25日10：00～ 赤間コミセン

次回日程

平成23年2月24日（木） 10：00～

宗像市役所202会議室